

介護給付費(第1号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費(第1号事業支給費)算定に係る体制(加算等)に関する情報は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画等の作成や介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、**事前に本市への届出**が必要となります。

また、地域密着型サービス等で他市町村の指定を併せて受けている場合(区域外指定)は、本市への届出と併せて**他市町村への届出**が必要です。

○ サービス別の算定期間

サービス種類		届出に係る加算等の算定の開始時期	
居宅サービス等	訪問介護(予防訪問事業)	届出が毎月 15 日以前になされた場合には、翌月から。16 日以降になされた場合には翌々月から(単位数が増えるものに限る)	
	(介護予防)訪問入浴介護		
	(介護予防)訪問看護 *緊急時(介護予防)訪問看護加算を除く		
	(介護予防)訪問リハビリテーション		
	通所介護(予防通所事業)		
	(介護予防)通所リハビリテーション		
	(介護予防)福祉用具貸与		
	居宅介護支援		
	(介護予防)訪問看護 *緊急時(介護予防)訪問看護加算に限る		届出を受理した日から
	(介護予防)特定施設入居者生活介護 *短期利用を含む		届出を受理した日が属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)から
(介護予防)短期入所生活介護 *空床型の場合、看護体制加算やサービス提供体制強化加算は本体施設と一体的に算定可能ですが、(介護予防)短期入所生活介護としての届出が必要です			
(介護予防)短期入所療養介護			
施設	介護老人福祉施設	届出を受理した日が属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)から	
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
地域密着型サービス等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 *緊急時訪問看護加算を除く	届出が毎月 15 日以前になされた場合には、翌月から。16 日以降になされた場合には翌々月から(単位数が増えるものに限る)	
	複合型サービス		
	夜間対応型訪問介護		
	地域密着型通所介護(予防通所事業)		
	(介護予防)認知症対応型通所介護		
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 *短期利用を含む		
	看護小規模多機能型居宅介護 *短期利用を含む *緊急時訪問看護加算を除く	届出を受理した日から	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 *緊急時訪問看護加算に限る		
	看護小規模多機能型居宅介護 *緊急時訪問看護加算に限る		
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *短期利用を含む		
地域密着型特定施設入居者生活介護	届出を受理した日が属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)から		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

*届出に際しては、特定記録郵便等(追跡可能なもの)で郵送してください。

*訪問介護の特定事業所加算については取り下げの場合等を除き、来庁により提出してください。

*ADL維持等加算の[申出]については、算定する年度によって届出の期日が異なります。詳細はADL維持等加算のページ(枚方市ホームページの「ページ番号検索」で「23476」と検索)をご確認ください。

(注)介護職員処遇改善加算等を新たに算定する場合は、上記にかかわらず、前々月末日までに届出を完了する必要があります。(例 8月1日から算定する場合 6月末日までに届出)